

京都市市営葬儀事務所事務分掌規則を廃止する規則を公布する。

平成17年4月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第6号

京都市市営葬儀事務所事務分掌規則を廃止する規則

京都市市営葬儀事務所事務分掌規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月26日から施行する。

(総務局総務部文書課)